

山口県社会福祉法人経営者協議会 会 費 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、本会会則第6条第1項に規定する、会費についての規程とする。

(会 費)

第2条 年会費は次のとおりとする。

1 年 会 費 1施設当り 2,000円

附 則

- 1 この規程は、昭和56年7月30日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

「施設数」の考え方について

山口県社会福祉法人経営者協議会

【記入にあたっての留意事項】

■会員法人が経営する日中の定員が20名以上の次の施設又は事業(事業所)を全て記入してください。

○老人福祉施設

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム(地域密着型特別養護老人ホーム含む)、軽費老人ホーム、デイサービスセンター(施設に併設している場合も含む)、サービス付き高齢者向け住宅、小規模多機能型居宅介護事業所等

但し、ショートステイ、グループホームは含みません。

○障害福祉施設及び事業所(日中活動事業)

障害者支援施設、療養介護事業所、生活介護事業所、自立訓練(機能訓練・生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、多機能型事業所等

但し、ケアホーム、グループホーム、ショートステイは含みません。

○保護施設

救護施設

○児童福祉施設

保育所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、障害児通所支援事業所(児童発達支援事業所)等